

柳瀬川町内会館運営管理規程

平成21年8月1日

(この規程の目的)

第1条 この規程は、地域のコミュニティセンターである柳瀬川町内会館の運営管理が適切かつ円滑に行われることを目的とする。

(施設の名称および所在地)

第2条 本コミュニティセンター施設は柳瀬川町内会館と呼称する（以下、会館と省略）。

2. 会館の所在地は、志木市柏町6丁目1番748-5・705-5である。

(館長・館長代理・管理人)

第3条 会館の運営管理責任者として館長をおき、町内会会長がこの職務にあたる。

2. 館長は会館の運営および維持管理についての総責任者であり、会館使用の申請を受け、その承認・認可を行う権限を有する。

3. 町内会副会長は館長代理の任にあたり、館長に事故のあるとき、その職務を代行する。副会長が複数名のときは、あらかじめ先任者を決めておく。

4. 会館の日常管理上で必要と認めたときは、館長は管理者および管理代行者を置くことができる。この管理者および管理代行者は、館長が町内会会員の中から選任し、報酬の有無やその金額は別途必要時に定める。

(運営委員会)

第4条 会館運営の意思決定および事務遂行機関として運営委員会を設置する。

2. 運営委員会は館長の諮問を受け、会館の運営および維持管理に必要な事項について審議する。

3. 運営委員の定数は次のように定め、館長が町内会役員などの中から選任する。また、それぞれの担当職務は委員の互選によって定める。

(1) 委員長 1名	(2) 副委員長 2名	(3) 会計担当 1名
(4) 委員 若干名	(5) 監査担当 1名	

4. 運営委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。

5. 委員長は委員会を招集・開催する。

6. 会館の事業計画とその結果、および会計・決算報告は、町内会総会においてこれを報告する。

(経費運用)

第5条 会館の運営および維持管理に必要な諸経費は、会館使用料・町内会からの補助金および臨時収入（寄付など）によってこれを賄う。

2. 日常的な諸経費を超える大規模な修繕費や会館建て替え費用については、これを別途の特別会計とする。

(会館使用許可条件)

第6条 会館は、町内会が主催する会議と各部会ごとの会議、町内会員の冠婚葬祭や法事・祝事および公共的集会や趣味愛好の会合などに使用することができる。使用にあ

- たっての申し込みおよび使用の方法などについては、別途に使用規程を定める。
2. 市の防災上で必要あるときは、その会館利用を認める。
 3. 町内会会員以外の者でも、会員の紹介があつて委員会が認めたときは会館を使用できる。
 4. 複数の申し込みの使用日時や利用箇所が重複するときは、当事者間の協議で円満に解決して使用する。ただし、必要に応じて委員会（または館長）が調整を行う。

第6条の附則

（1）町内会としての使用（無料）

- ・町内会が主催する総会はじめ町内会活動に関する諸会議及び各種行事、会の運営にまつわる臨時的な会議、会合
- ・公共的な集会等（委員会、館長、委員長の判断）
- ・班主催の相談ごとの会合及びコミュニケーションとしての会合
- ・町内会が認めた団体の会議及び諸会合

（2）会員個人としての利用（有料）

- ・冠婚、葬祭等これに準ずる行事
- ・趣味、愛好会等の会合

（3）会員以外の個人及び団体の利用については、委員会、館長、委員長の判断とする。

（4）管理人は利用受付時疑義のある場合は、委員長または館長に相談すること。

（5）会館は、只利便性だけでなく大切な公共のコミュニティ施設である。 このことを良くわきまえて利用すること。

（事業年度）

第7条 会館の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（規程の改定）

第8条 この規程の改定は、運営委員会の決議による。

（施行期日）

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

第6条附則追記は平成21年8月1日より施行する